

岩手海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第7条の許可に係る小型定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

平成20年10月17日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第7条の許可に係る小型定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点 ア	点 イ	点 ウ	
イワ第512号	次の基点第178号、ア、イ及び基点第179号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第178号 宮古市重茂追切地先青磯の標識 基点第179号 宮古市重茂追切地先つづみ岩の標識 方位標 宮古市鯨ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心 ア点 基点第178号から方位標を見通した線を基準として22度265メートルの点 イ点 基点第179号から方位標を見通した線を基準として34度30分315メートルの点	500	300	300	宮古地区
イワ第513号	次の基点第191号の5、ア、イ及び基点第191号の6の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第191号の5 宮古市重茂荒巻地先カマ崎東端の標識 基点第191号の6 宮古市重茂荒巻地先アミタテ鼻西端の標識 方位標 宮古市音部音部漁港北防波堤灯台の中心 ア点 基点第191号の6から方位標を見通した線を基準として310度310メートルの点	300	300	150	〃

	イ点 基点第 191 号の 6 から方位標を見通した線を基準として 345 度 270 メートルの点				
イワ第 514 号	次の基点第 174 号の 1、ア、イ及び基点第 176 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 174 号の 1 宮古市白浜月山国有林長磯崎の標識 基点第 176 号 宮古市重茂追切尻高の標識 方位標 宮古市鉾ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心 ア点 基点第 174 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 334 度 530 メートルの点 イ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 328 度 30 分 460 メートルの点	500	300	300	〃

2(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ 2 個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2 個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2 個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 元地

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）第 7 条の許可に係る小型定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点 ア	点 イ	点 ウ	
イワ第 511 号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第 132 号の 8 宮古市田老字水沢北赤崎島の標識 方位標 基点第 132 号の 7（宮古市田老字下撰待おとりの標識） ア点 基点第 132 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 342 度 360 メートルの点 イ点 基点第 132 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 37 度 590 メートルの点 ウ点 基点第 132 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 68 度 460 メートルの点	150	300	300	宮古地区

	エ点 基点第 132 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 331 度 160 メートルの点				
イワ第 800 号	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第 8 号の 3 九戸郡洋野町種市漁港東防波堤上の標識</p> <p>方位標 基点第 7 号の 1 (九戸郡洋野町旧潜水学校門柱基部の標識)</p> <p>ア点 基点第 8 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 101 度 45 分 1,050 メートルの点</p> <p>イ点 基点第 8 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 104 度 2,225 メートルの点</p> <p>ウ点 基点第 8 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 115 度 30 分 2,355 メートルの点</p> <p>エ点 基点第 8 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 124 度 1,180 メートルの点</p>	300	200	100	久慈地区
イワ第 801 号	<p>次の基点第 109 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 109 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第 109 号 下閉伊郡普代村白井地先小島の標識</p> <p>基点第 109 号の 1 下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識</p> <p>方位標 基点第 108 号 (下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識)</p> <p>ア点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 56 度 355 メートルの点</p> <p>イ点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 53 度 365 メートルの点</p> <p>ウ点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 57 度 420 メートルの点</p> <p>エ点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 87 度 380 メートルの点</p> <p>オ点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 87 度 320 メートルの点</p> <p>カ点 基点第 109 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 84 度 320 メートルの点</p>	300	200	100	〃
イワ第 802 号	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第 25 号の 1 九戸郡洋野町小子内小子内漁港東防波堤の標識</p> <p>方位標 基点第 23 号 (九戸郡洋野町八木南港南側護岸屈折点の標識)</p> <p>ア点 基点第 25 号の 1 から方位標を見通した線を基準と</p>	300	200	100	〃

	<p>して 158 度 30 分 1,100 メートルの点</p> <p>イ点 基点第 25 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 127 度 1,390 メートルの点</p> <p>ウ点 基点第 25 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 134 度 30 分 1,630 メートルの点</p> <p>エ点 基点第 25 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 160 度 30 分 1,200 メートルの点</p>				
イワ第 803 号	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第 21 号の 1 九戸郡洋野町種市八木北港北側大規模増殖場埋立地の標識</p> <p>方位標 九戸郡洋野町種市宿戸漁港南側合の浜埋立地南角</p> <p>ア点 基点第 21 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 42 度 830 メートルの点</p> <p>イ点 基点第 21 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 65 度 1,500 メートルの点</p> <p>ウ点 基点第 21 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 77 度 1,480 メートルの点</p> <p>エ点 基点第 21 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 54 度 710 メートルの点</p>	300	200	100	//